

議案第18号

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条の2を次のように改める。

（地域手当）

第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（住居手当）

第6条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

(2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

第14条中「、3月」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。